九　子ども・若者育成支援に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進（子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進を除く。）に関すること。

十　障害児入所施設の入所措置に関する費用の監査に関すること。

第二節　特別な職の設置等

（官房長）

第五条　長官官房に、官房長を置く。

２　官房長は、命を受けて、長官官房の事務を掌理する。

（審議官）

第六条　長官官房に、審議官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２　審議官は、命を受けて、こども家庭庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（公文書監理官及び参事官）

第七条　長官官房に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官を置く。

２　公文書監理官は、命を受けて、こども家庭庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

３　第一項の参事官は、命を受けて、こども家庭庁の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

４　公文書監理官の定数は一人と、第一項の参事官の定数は併任の者を除き一人とする。

第三節　課の設置等

第一款　長官官房

（長官官房に置く課等）

第八条　長官官房に、総務課及び参事官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　こども家庭庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。

四　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

七　こども家庭庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

八　こども家庭庁の保有する情報の公開に関すること。

九　こども家庭庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十　こども家庭庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十一　こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

十二　こども家庭庁の行政の考査に関すること。

十三　こども家庭庁の事務能率の増進に関すること。

十四　国会との連絡に関すること。

十五　広報に関すること。

十六　こども家庭庁の機構及び定員に関すること。

十七　こども家庭庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十八　こども家庭庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十九　東日本大震災復興特別会計の経理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。

二十　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。

二十一　庁内の管理に関すること。

二十二　こども家庭庁所属の建築物の営繕に関すること。

二十三　こども家庭庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

二十四　こども家庭庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

二十五　こども家庭庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十六　大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十七　前各号に掲げるもののほか、こども家庭庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（参事官の職務）

第十条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整（政策の企画及び立案に関するものに限る。）に関すること。

二　こども家庭庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

三　こども家庭審議会の庶務に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

四　こども政策推進会議の庶務に関すること。

五　こども施策に対するこども等の意見の反映に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六　こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

七　こども大綱の策定及び推進に関すること。

八　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

九　子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進に関すること。

十　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

十一　こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

十二　こども家庭庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

イ　こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

ロ　結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

ハ　子ども・若者育成支援に関する事項

十四　こども家庭庁設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。